

さいたま市生活環境の保全に関する条例の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針

(平成20年11月19日告示第1187号)

[改正] 平成24年3月16日告示第352号

[改正] 平成26年9月24日告示第1356号

[改正] 平成26年12月1日告示第1686号

[改正] 平成29年2月28日告示第298号

[改正] 平成31年3月29日告示第566号

[改正] 令和3年3月30日告示第535号

第1 特定有害物質による土壌又は地下水の汚染の状況等の調査

1 土地の改変時における過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等の調査

さいたま市生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第80条第1項の規定による土地改変者の調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 特定有害物質取扱事業所又は特定有害物質に該当する物質を取り扱っていた事業所の設置の状況その他の土地の利用履歴

改変予定地の登記簿、過去の状況が分かる地図、航空写真又は過去の土地若しくは建物の所有者若しくは近隣の居住者からの聞き取り等により、特定有害物質取扱事業所の設置の状況等土地の利用状況の履歴について調査すること。

(2) 特定有害物質又は特定有害物質に該当する物質の取扱いの状況

土地の利用の履歴等の調査から、過去に特定有害物質の取扱いが明らかになった場合は、次の事項について調査すること。

ア 特定有害物質等の使用の状況等

使用場所、使用目的、使用量（濃度を含む。）、使用方法、使用設備及び使用時期

イ 特定有害物質等の保管の状況等

保管場所、保管方法、保管量（濃度を含む。）及び保管時期

ウ 特定有害物質等の排出の状況等

排出経路、処理方法、排出方法（排出ガス、排出水、廃棄物等）及び排出量（濃度を含む。）

エ 事故の状況等

特定有害物質等に係る事故の内容及び漏えい量等

2 汚染の状況等の調査

条例第77条第1項、第79条第1項又は第80条第2項の規定による土壌又は地下水の汚染の状況の調査は、次の事項について、原則として、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣の指定を受けた者をいう。）に実施させるものとする。

(1) 特定有害物質等の取扱いの状況（条例第77条第1項又は第79条第1項の規定による調査の場合に限る。）

1の(2)に準拠して、調査すること。

(2) 特定有害物質による土壌の汚染の状況

特定有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者の改変予定地（以下「対象地」という。）内の土壌について汚染のおそれがあると判明した場合には、特定有害物質による土壌の汚染の状況について、次に掲げる方法により調査すること。

ア 汚染状況の概況調査

次のとおり調査すること。

(7) 調査対象物質

調査の対象は、(1)又は1の(2)により把握した特定有害物質とする。

なお、次の表の左欄に掲げる特定有害物質（以下「親物質」という。）については、当該特定有害物質が土壌中で分解して生成されるおそれのある同表の右欄に掲げる特定有害物質（以下「分解生成物」という。）についても調査対象物質とする。

トリクロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。以下同じ。）
テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
四塩化炭素	ジクロロメタン
1, 1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

(イ) 対象地の調査区分

対象地の利用状況、現在取り扱っている又は過去に取り扱っていた特定有害物質の製造、使用、処理又は保管の状況その他の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するための有効な情報を把握し、当該情報により対象地を調査対象物質ごとに、次に掲げる区分に分類する。

- a b及びcに該当しない土地（以下「第一調査区分地」という。）
- b 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業所において特定有害物質の製造、使用、処理又は保管に係る事業の用に供されない旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地（以下「第二調査区分地」という。）
- c 当該土地が現在又は過去に特定有害物質の取扱事業所において事業の用に供されない旨の情報その他の情報から汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地又は（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第12条の4の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされ

ているものを含む。)を除く。)において水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検が適切に行われることにより、調査対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている土地(以下「その他の区分地」という。)

(ウ) 調査方法

調査対象物質について、次に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれに定めるところにより把握する。

<p>特定有害物質の区分</p>	<p>第一種特定有害物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びクロロエチレンをいう。以下同じ。)</p>	<p>第二種特定有害物質(カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物をいう。以下同じ。)</p>	<p>第三種特定有害物質(有機^{りん}化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン及びチオベンカルブをいう。以下同じ。)</p>
<p>分析内容</p>	<p>土壌ガス中に含まれる特定有害物質の量</p>	<p>土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量(以下「土壌溶出量」という。)及び土壌に含まれる特定有害物質の量(以下「土壌含有量」という。)</p>	<p>土壌溶出量</p>
<p>分析方法</p>	<p>土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。)第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法</p>	<p>土壌溶出量にあつては法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法、土壌含有量にあつては同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法</p>	
<p>単位区画の設定</p>	<p>調査は、対象地に区画を設定して行う。区画は、対象地の北端の地点(当該地点が複数ある場合には、最も東にある地点。以下「起点」という。)を</p>		

	<p>通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートルの間隔で引いた線により設定する。ただし、区画された対象地（以下「単位区画」という。）の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により単位区画を設定することができる。また、隣接する単位区画の面積の合計が130平方メートルを超えないときは、1つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を当該対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは20メートルを超えてはならない。なお、法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査その他汚染状況調査と同等程度の制度を保って行う調査（以下「法の調査等」という。）において対象地を含む区画を設定するときは、当該調査において起点とした地点を起点とすることを妨げない。</p>	
30メートル区画の設定	<p>対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割された対象地のそれぞれの部分（以下「30メートル区画」という。）を設定する。</p>	
単位区画の調査区分	<p>対象地を、第一調査区分地を含む単位区画（以下「第一調査区分区画」という。）、第二調査区分地を含む単位区画（第一調査区分区画を除く。以下「第二調査区分区画」という。）及びこれら以外の単位区画のいずれかに分類する。</p>	
調査区画の選定	<p>第一調査区分区画及び30メートル区画内に第二調査区分区画が含まれ、かつ、30メートル区画の中心が対象地の区域内にある場合にあっては当該30メートル区画の中心を含む単位区画、30メートル区画内に第二調査区分区画が含まれ、かつ30メートル区画の中心が対象地の区域内にない場合にあっては当該30メートル区画内に第二調査区分区画のうちいずれか1区画を調査区画として選定する。</p>	<p>第一調査区分区画及び30メートル区画内にある第二調査区分区画が6区画以上ある場合にあっては当該30メートル区画内にある第二調査区分区画のうち任意の5区画、30メートル区画内にある第二調査区分区画が5区画以内である場合にあっては当該30メートル区画内にあるすべての第二調査区分区画を調査区画として選定する。</p>
試料採取地	<p>調査区画の中心の地点（第一調査区分区画において汚染土壌が存在するお</p>	

点	<p>それが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。)とする。ただし、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により試料を採取することが困難であると認められる場合には、当該採取地点を含む単位区画の任意の地点を試料採取地点とすることができる。</p>	
試料採取方法	<p>試料採取地点の土壤に直径15ミリメートルから30ミリメートル程度まで、深さ0.8メートルから1メートルまでの穴を開け、土壤ガスを吸引して採取したものを試料とする。なお、土壤ガスの採取が困難と認められる場合には地下水を採取する。</p>	<p>試料採取地点の表層土壤（地表から深さ5センチメートルまでの土壤をいう。以下同じ。）と深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壤を採取し、これらの土壤を同じ重量混合する。ただし、特定有害物質の取扱事業所において事業の用に供されていた地盤面に盛土が行われている場合、特定有害物質を含む排水の配管が地中にある場合及びその他汚染のおそれが生じた場所の位置が地中にある場合にあつては、当該位置から深さ50センチメートルまでの土壤を採取する。なお、30メートル区画内の2以上の第二調査区分区画を調査する場合については、当該2以上の第二調査区分区画ごとに当該方法により混合された土壤を同じ重量混合する。</p>
第二調査区分区画における調査の追加	<p>30メートル区画内の調査において採取された土壤ガスから調査対象物質が検出された場合又は採取された地下水が別表1に掲げる地下水基準を超えた場合は、当該30メートル区画内にある単位区画（単位区画の全ての区域がその他の区分地である場合を除く。）であつて、調査区画でないものについても調査を行う。</p>	<p>30メートル区画内の第二調査区分区画において採取された試料に含まれる調査対象物質がさいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）別表第18及び別表第19に規定する土壤汚染基準を超えた場合には、当該30メートル区画内の全ての第二調査区分区画についても調査を行う。</p>
既設の井戸の調査	<p>対象地内に既設の井戸が存在する場合には、調査対象物質に係る地下水の水質の状況を把握する。ただし、土壤ガスから調査対象物質が検出されず、及び土壤溶出量が土壤汚染基準を超えていなかったときは、この限りでない。</p>	

イ 汚染状況の詳細調査

(7) 汚染状況の概況調査の結果、次に掲げる単位区画が判明したとき又は過去に特定有害物

質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、若しくは地下に浸透させたことが明らかな場所があるときは、汚染土壌の存在範囲についての詳細な調査を実施すること。

- a 土壌ガスから特定有害物質が検出された単位区画
- b 地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超える単位区画
- c 土壌溶出量又は土壌含有量が土壌汚染基準を超える単位区画

(イ) 詳細調査の調査対象物質及び調査種類

調査対象物質及び調査種類は次のとおりとする。

- a 概況調査における土壌ガス調査において検出された特定有害物質及び地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- b aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)により把握した特定有害物質である場合、当該特定有害物質の分解生成物については、土壌溶出量調査
- c aの特定有害物質が1の(2)又は2の(1)により把握した特定有害物質でない場合であり、かつ、aの特定有害物質の親物質のいずれかが1の(2)又は2の(1)により把握した特定有害物質である場合、当該親物質とその分解生成物については、土壌溶出量調査
- d 概況調査において土壌溶出量基準を超えた特定有害物質については、土壌溶出量調査
- e 概況調査において土壌含有量基準を超えた特定有害物質については、土壌含有量調査

(ウ) 調査方法

詳細調査は、ボーリングによる調査とし、次に掲げる方法により実施する。

分析内容等	1 深度別の土壌溶出量（第二種特定有害物質については、土壌含有量を含む。） 2 深度別の地層の状況
調査地点	汚染土壌の存在場所又は存在の可能性が高いと判断された場所及びその周辺を対象に、汚染処理の区域又は汚染の拡散防止の区域の設定が適切にできるよう、対象地の面積及び汚染状況の概況調査の結果を考慮し、単位区画ごとに設定することを原則とする。
調査深度	不透水層の位置を確認し、原則として、その上端まで（不透水層の上端の位置が10メートルより深い場合には10メートルまで、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質については、連続した2メートル以上の範囲において土壌汚染基準に適合することが確認された場合にはその深さまで）とする。ただし、汚染の程度又は不透水層の状況により必要なときは、より深い層までとする。
試料採取方法	表層土壌、深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌、深さ1メートル以上の深度について1メートルごとの土壌及び不透水層の上端の土壌を採取する。ただし、外観等から見て、汚染のおそれがある層については、採取間隔を狭めて採取する。なお、法の調査等において試料採取方法を設定するときは、当該調査における試料採取方法によることを妨げない。

(3) 特定有害物質による地下水の汚染の状況

対象地内の土壌について汚染のおそれがあると判明した場合には、特定有害物質による地下

水の汚染の状況について、次に掲げる方法により調査すること。ただし、汚染状況の概況調査及び詳細調査において、土壌溶出量が土壌汚染基準を超えていなかったときは、この限りでない。

ア 概況調査

対象地内に井戸がある場合には、特定有害物質による地下水の汚染の状況について調査すること。

イ 詳細調査

(2)のイによる土壌に係る汚染の状況の詳細調査に合わせて、地下水の汚染の状況（必要に応じて帯水層ごととする。）及び地下水位の状況について調査すること。

なお、地下水のサンプリングに際しては、土壌等の混入、特定有害物質の揮発等に注意して実施すること。

また、調査に際しては、地形図、地質図、柱状図等から不透水層、帯水層の状況等を把握して実施すること。

親物質について土壌溶出量基準を超えた場合は、当該親物質の分解生成物についても調査対象物質とする。

(4) 今後の土地の利用計画（条例第79条第1項又は第80条第2項の規定による調査の場合に限る。）

今後の土地の利用形態、建築物等の配置及び土地の改変の内容について整理すること。

第2 土壌の汚染処理計画又は汚染拡散防止計画の策定

条例第78条第1項、第79条第2項又は第80条第3項の汚染処理計画又は汚染拡散防止計画は、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、策定し、実施するものとする。

1 土壌の汚染の状況

特定有害物質ごとの土壌の汚染の状況の調査結果を整理すること。

2 汚染の処理又は拡散の防止の措置を行う区域

1で整理した結果に基づき、次に掲げるところにより定めた範囲を平面別、深度別に処理区域として設定すること。

ア 地下水汚染が無い場合は、各調査地点の汚染土壌の有無に基づき、汚染土壌の存在する範囲を定める。

イ 地下水汚染がある場合は、各調査地点間の地下水中の特定有害物質の濃度の関係から、汚染土壌の存在する範囲を定める。

3 汚染の処理又は拡散の防止の方法

(1)に定めるところにより汚染の処理又は拡散の防止の方法を選定し、当該方法に対応する(2)に掲げる方法の内容に従って実施する。

(1) 汚染の処理又は拡散の防止の方法の選定

ア 土壌溶出量が土壌汚染基準を超える土壌

(ア) 第一種特定有害物質の土壌溶出量が土壌汚染基準を超える汚染土壌
土壌汚染の除去、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めのいずれかを選定する。

(イ) 第二種特定有害物質が別表2に掲げる第二溶出量基準を超える汚染土壌
土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め又は遮断工封じ込めのいずれかを選

定する。

(ウ) 第二種特定有害物質が第二溶出量基準以下の汚染土壌

土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し又は遮断工封じ込めのいずれかを選定する。ただし、原位置不溶化又は不溶化埋め戻しについては、土地の所有者等が当該方法を求めたときに限る。

(エ) 第三種特定有害物質が第二溶出量基準を超える汚染土壌

土壌汚染の除去又は遮断工封じ込めのいずれかを選定する。

(オ) 第三種特定有害物質が第二溶出量基準以下の汚染土壌

土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め又は遮断工封じ込めのいずれかを選定する。

イ 土壌含有量が土壌汚染基準を超える土壌

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土又は舗装のうちいずれかを選定する。ただし、舗装については、土地の所有者等が当該方法を求めたときに限る。

(2) 汚染の処理又は拡散の防止の方法の内容

ア 土壌汚染の除去

(7) 汚染土壌の掘削による除去

汚染土壌を掘削し、掘削された場所を汚染土壌以外の土壌（汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して汚染土壌以外の土壌となったものを除く。）により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。

(イ) 原位置での浄化による除去

土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により、汚染土壌から特定有害物質を除去すること。

イ 原位置封じ込め

(7) 第二溶出量基準を超える汚染状態にある土地にあっては、汚染土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下となるような汚染状態にある土地にすること。

(イ) 汚染土壌のある範囲の側面を囲み、汚染土壌の下にある不透水層（厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって、最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

(ウ) (イ)の構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さ10センチメートル以上のコンクリート又は厚さ3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。

(エ) (ウ)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(オ) (ウ)により設けられた覆いをコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと思えられる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(ウ)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

ウ 遮水工封じ込め

- (ア) 汚染土壌を掘削し、掘削された汚染土壌のうち第二溶出量基準を超える汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準以下の汚染状態にある土壌とすること。
- (イ) 対象地内において不織布その他のものの表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部に(ア)により掘削された汚染土壌を埋め戻すこと。
- (ウ) (イ)により埋め戻された場所を、厚さ10センチメートル以上のコンクリート又は厚さ3センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。
- (エ) (ウ)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。
- (オ) (ウ)により設けられたコンクリート又はアスファルトとすることが適当でない認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じ(ウ)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

エ 原位置不溶化

- (ア) 汚染土壌を、薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、土壌汚染基準以下の汚染状態にある土地とすること。
- (イ) (ア)により性状の変更を行った範囲について、対象地外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。

オ 不溶化埋め戻し

- (ア) 汚染土壌を掘削し、掘削された汚染土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して、土壌汚染基準以下の汚染状態にある土壌とすること。
- (イ) (ア)により性状の変更を行った範囲について、対象地外への汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講じること。

カ 遮断工封じ込め

- (ア) 汚染土壌を掘削すること。
- (イ) 対象地内において汚染土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設けること。
 - a 一軸圧縮強度が1平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。
 - b 埋め戻す汚染土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。
 - c 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。
- (ウ) (イ)により設けられた仕切設備の内部に、(ア)により掘削した汚染土壌を埋め戻すこと。
- (エ) (ウ)により埋め戻しを行った後、開口部を(イ)のaからcまでの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。
- (オ) (エ)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

- (カ) (エ)により設けられた覆いをコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあつては、必要に応じ(エ)により設けられた覆いの表面を汚染土壌以外の土壌により覆うこと。

キ 土壌入換え

(7) 対象地外土壌入換え

- a 地表面を50センチメートル高くすることにより、当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障を生じさせないよう、必要な範囲内で、土壌を掘削すること。
- b 対象地の土地（地表から深さ50センチメートルまでのうち汚染土壌がないことが確認された範囲を除く。以下同じ。）を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さ50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであつて、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。
- c bにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

(イ) 対象地内土壌入換え

- a 汚染土壌のある範囲及び深さについて、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。
- b aにより把握された汚染土壌のある範囲において、aにより把握された汚染土壌及び地表から当該汚染土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの汚染土壌以外の土壌を掘削すること。
- c bにより掘削を行った場所にbにより掘削された汚染土壌を埋め戻すこと。
- d cにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、bにより掘削された汚染土壌以外の土壌により覆うこと。
- e dにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

ク 盛土

- (7) 対象地のうち汚染土壌のある範囲を、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の汚染土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。
- (イ) (7)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

ケ 舗装

- (7) 対象地のうち汚染土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが3センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。
- (イ) (7)により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講じること。

4 汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始・終了予定時期

汚染の処理又は拡散の防止の措置の開始及び終了の予定時期を明らかにすること。

5 汚染の処理又は拡散の防止の期間中の環境保全対策

汚染対策の実施期間中、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて、次に掲げる方法により環境保全上の対策を講ずること。

- (1) 発生ガス及び排出ガス対策並びに排出水対策のための処理施設の設置等
- (2) 汚染した土壌の飛散又は流出の防止のための設備の設置等
- (3) 地下水の揚水等による地盤の沈下の監視
- (4) 騒音、振動、悪臭等を防止するための環境保全上の対策
- (5) 汚染土壌の運搬に当たっての飛散又は漏えいの防止措置等
- (6) 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、汚染の状況並びに汚染処理の区域、方法、開始及び終了の時期、汚染処理又は拡散防止の期間中の環境保全対策の内容その他の汚染処理又は拡散防止の計画の内容の概要及び問い合わせ窓口等についての掲示

6 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

汚染土壌を対象地外へ搬出する場合には、次に掲げる事項について、それぞれ定める方法により、搬出及び搬出先での処理を実施する。

(1) 汚染土壌の搬出

汚染土壌の搬出は、次に掲げるところによる。

- ア 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- イ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(2) 汚染土壌の搬出先での処理

汚染土壌の搬出先での処理は、次に掲げるところによる。

ア 汚染土壌を処理する施設の種類は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理施設

(イ) セメント製造施設

汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設

(ウ) 埋立処理施設

汚染土壌の埋立を行うための施設

イ 汚染土壌を処理する施設への搬出は、次に掲げるところによる。

- (ア) 当該施設の処理能力を超える汚染土壌又は当該施設において処理することができない汚染土壌を搬出しないこと。
- (イ) アの(ア)に掲げる施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量の基準を超える特定有害物質を含む汚染土壌を搬出しないこと。
- (ウ) アの(ウ)に掲げる施設にあつては、第二溶出量基準を超える汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第4条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第5

条第2項第4号及び第5号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）を超える場合における当該汚染土壌）を搬出しないこと。

(3) 管理票の交付等

汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託したもの（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、次に定めるところにより管理票を交付すること。また、当該汚染土壌の運搬を受託したもの又は処理を受託したものから管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から5年間保存すること。

ア 管理票の交付

管理票は、次に定めるところにより交付する。

- (ア) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、当該汚染土壌の運搬先が2以上である場合には、運搬先ごとに交付する。
- (イ) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

イ 管理票の記載事項

管理票に記載する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 当該委託に係る土壌汚染の特定有害物質による汚染状態
- (イ) 当該委託に係る汚染土壌の体積
- (ウ) 当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称
- (エ) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (オ) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (カ) 対象地の所在地
- (キ) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (ク) 運搬受託者の住所及び連絡先
- (ケ) 運搬の際、積替え等を行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (コ) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (サ) 処理受託者の住所及び連絡先
- (シ) 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌を処理する施設の名称及び所在地
- (ス) 当該委託に係る汚染土壌の荷姿

第3 汚染の処理又は拡散の防止の措置の完了

汚染の処理又は拡散の防止の措置が完了したときは、次に掲げる調査等により、汚染の処理又は拡散の防止の措置が確実に講じられたことを確認するものとする。ただし、対象地の地下水中の特定有害物質濃度が地下水基準を超過し、かつ、対象地周辺に法施行規則第30条各号に掲げるいずれかの地点がある場合は、(1)のアの方法をとるときにあっては法施行規則別表第8の5の項1ホ本文、(1)のイの方法をとるときにあっては同項2ニ、(2)の方法をとるときにあっては同表2の項リ及びヌ、(3)の方法をとるときにあっては同表3の項リ及びヌ、(4)の方法をとるときにあっては同表7の項1へ、(5)の方法をとるときにあっては同項2の項へ、(6)の方法をとるときにあっては同表6の項リ及びヌに掲げる確認の方法について行うものとする。

また、計画に沿って実施した措置が、適正に記録し、保存されていることを確認するものとする。

(1) 土壌汚染の除去

ア 汚染土壌の掘削による除去

(ア) 汚染土壌を対象地の外部に搬出する場合

掘削により除去を行った後の地盤面について、原則として、100平方メートルにつき1地点の割合での土壌の確認の調査及び汚染土壌の対象地の外部に搬出した場合に搬出したすべての汚染土壌について汚染土壌の適正な処分等が行われていることの確認の調査

(イ) 汚染土壌を土壌汚染基準に適合するようにして埋め戻す場合

原則として、掘削により除去を行った後の地盤面について100平方メートルにつき1地点の割合での土壌の確認の調査及び掘削により除去を行った汚染土壌について100立方メートルごとに5点から採取した埋め戻し前の土壌を同じ重量混合し、土壌中の土壌溶出量及び土壌含有量が土壌汚染基準以下であることの確認の調査

イ 原位置での浄化による除去

原則として、100平方メートルにつき1地点の割合で、深さ1メートルから1メートルごとにボーリング調査を行い、各位置の土壌溶出量又は土壌含有量が土壌汚染基準以下であることの確認の調査

(2) 原位置封じ込め

封じ込めを行う構造物が第2の3の(2)のイの(イ)から(オ)までに従って施工されていることの確認の調査（必要に応じ、封じ込めを行った区域の周辺の表層土壌の調査も行う。）

(3) 遮水工封じ込め

掘削により除去を行った後の地盤面について、原則として、100平方メートルにつき1地点の割合での土壌の確認の調査及び封じ込めを行う構造物が第2の3の(2)のウの(イ)から(オ)までに従って施工されていることの確認の調査（必要に応じ、封じ込めを行った区域の周辺の表層土壌の調査も行う。）

(4) 原位置不溶化

原則として、100平方メートルにつき1地点の割合で、深さ1メートルから1メートルごとにボーリング調査を行い、各位置の土壌溶出量が土壌汚染基準以下であることの確認の調査及び汚染土壌の性状の変化を行った範囲について第2の3の(2)のエの(イ)に従って施工されていることの確認の調査

(5) 不溶化埋め戻し

原則として、性状の変化を行った土壌について、100立方メートルごとに5点から採取した埋め戻し前の土壌を同じ重量混合し、土壌中の土壌溶出量が土壌汚染基準以下であることの確認の調査及び汚染土壌の性状の変化を行った後に当該土壌を埋め戻された場所について第2の3の(2)のオの(イ)に従って施工されていることの確認

(6) 遮断工封じ込め

掘削により除去を行った後の地盤面について、原則として、100平方メートルにつき1地点の割合での土壌の確認の調査及び封じ込めを行う構造物が第2の3(2)カ(イ)から(カ)までに従って施工されていることの確認の調査（必要に応じ、封じ込めを行った区域の周辺の表層土壌

の調査も行う。)

(7) 土壌入換え

ア 対象地外土壌入換え

土壌入換えが第2の3の(2)のキの(ア)のaからcまでに従って施工されていることの確認の調査及び搬出した全ての汚染土壌について汚染土壌の適正な処分等が行われていることの確認の調査

イ 対象地内土壌入換え

土壌入換えが第2の3の(2)のキの(イ)のaからdまでに従って施工されていることの確認の調査

(8) 盛土

盛土が第2の3の(2)のクの(ア)及び(イ)に従って施工されていることの確認の調査

(9) 舗装

舗装が第2の3の(2)のケの(ア)及び(イ)に従って施工されていることの確認の調査

第4 要措置区域等に係る特例

条例第79条第1項又は第80条第2項の調査結果により確認された当該土壌汚染に係る土壌汚染基準を超えた特定有害物質が存在する区域において、当該特定有害物質のすべてについて、要措置区域（法第6条第1項の指定に係る区域をいう。）又は形質変更時要届出区域（法第11条第1項の指定に係る区域をいう。）の指定を受けたときは、それぞれ条例第79条第2項並びに第80条第3項の汚染拡散防止計画の提出及び条例第79条第4項並びに第80条第5項の汚染の拡散の防止の措置の完了の報告を要さないものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 地下水基準

特定有害物質の種類	基準値
1 カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム
2 シアン化合物	検出されないこと
3 有機 ^{リン} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと
4 鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5 六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6 砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒 ^ひ 素0.01ミリグラム
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
11 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
12 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
13 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
14 1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004リグラム
15 1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン若しくはトランス-1, 2-ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	1リットルにつきシス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン量の合計0.04ミリグラム
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006リグラム
19 1, 3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム
20 チウラム	1リットルにつき0.006リグラム
21 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム
22 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム
23 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
24 セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25 ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
26 ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1リットルにつき0.002ミリグラム

備考

- 1 基準値は、法施行規則第6条第2項第2号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 2 「検出されないこと」とは、1に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表2 第二溶出量基準

特定有害物質の種類	基準値
1 カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.09ミリグラム
2 シアン化合物	検液1リットルにつきシアン1ミリグラム
3 有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検液1リットルにつき1ミリグラム
4 鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.3ミリグラム
5 六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム1.5ミリグラム
6 砒 ^ひ 素及びその化合物	検液1リットルにつき砒 ^ひ 素0.3ミリグラム
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
8 アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
10 トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
11 テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
12 ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2ミリグラム
13 四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
14 1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04リグラム
15 1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき1ミリグラム
16 シス-1,2-ジクロロエチレン若しくはトランス-1,2-ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	1リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン量の合計0.04ミリグラム
17 1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3ミリグラム
18 1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.06リグラム
19 1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム
20 チウラム	検液1リットルにつき0.06リグラム
21 シマジン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム
22 チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.2ミリグラム
23 ベンゼン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
24 セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.3ミリグラム
25 ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素30ミリグラム
26 ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素24ミリグラム
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.02ミリグラム

備考

- 1 基準値は、法施行規則第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 2 「検出されないこと」とは、1に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。